

愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1066 号（諮問第 1736 号）

件名：会議等状況報告書等の一部開示決定に関する件

1 開示請求

平成 28 年 6 月 20 日

2 原処分

平成 28 年 8 月 3 日（一部開示決定）

愛知県知事（以下「知事」という。）は、別表の 1 欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、個人の氏名及び顔写真を不開示とした。

3 審査請求

平成 28 年 8 月 8 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 5 年 4 月 10 日

5 答申

令和 5 年 7 月 28 日

6 審査会の結論

知事が、本件行政文書の一部開示決定において、個人の氏名及び顔写真を不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書のうち、別表の 1 欄に掲げる文書 1（以下「文書 1」という。文書 2 以下も同様とする。）は、平成 27 年 5 月 29 日に開催された平成 27 年度 A 協会理事会の会議の内容を記載した文書及び配付資料である。文書 2 は、平成 28 年 3 月 22 日に開催された平成 27 年度 A 協会理事会の会議

の内容を記載した文書及び配付資料である。文書3は平成27年10月26日付け復命書であり、その内容は、広島県で開催された平成27年度人権啓発指導者養成研修会の内容を記載した文書及び配付資料である。

(3) 本件審査請求について

実施機関は、個人の氏名及び顔写真を条例第7条第2号に該当するとして不開示としている。

これについて、審査請求人は、審査請求書において、「条例第7条第2号に該当しない。」と主張していることから、本件行政文書において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）が条例第7条第2号に該当するか否かについて、以下検討する。

(4) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、本件不開示部分の条例第7条第2号該当性について、以下検討する。

イ 条例第7条第2号本文該当性について

当審査会において本件不開示部分を見分したところ、B協議会副会長及び広島県刑事部科学捜査研究所主任研究員（以下「主任研究員」という。）の氏名並びにハンセン病療養所入所者等の顔写真が記載されていた。これらは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するものであることから、条例第7条第2号本文に該当する。

ウ 条例第7条第2号ただし書該当性について

知事が管理する行政文書の開示等に関する規則（平成12年愛知県規則第29号）第3条の2に定める警部補及び同相当職以下の警察職員については、その職務の特殊性から、氏名を公にした場合、当該警察職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第2号ただし書ハの適用を除外されている。

実施機関によれば、主任研究員は、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察職員であるとのことで

ある。したがって、不開示とした警部補以下又は同相当職以下の警察職員
の氏名は、同号ただし書ハに該当しない。

そのほか、同号ただし書イ、ロ及びニのいずれにも該当しないことは
明らかである。

エ よって、本件不開示部分は、いずれも条例第7条第2号に該当する。

(5) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 行政文書の名称	2 開示しないこととした部分	3 開示しないこととした根拠規定
文書1 平成27年5月29日付け会議等状況 報告書	個人の氏名	条例第7条第2号
文書2 平成28年3月22日付け会議等状況 報告書	個人の氏名及び 顔写真	
文書3 平成27年10月26日付け復命書	個人の氏名	